

ケアプランセンターかがやき居宅介護支援事業所の運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社耀・悠祐が開設するケアプランセンターかがやき（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、その利用者が可能な限り居宅においてその心身の状態や、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 5 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 ケアプランセンターかがやき
 - (2) 所 在 地 福岡県福岡市東区若宮四丁目6番14号
 - (3) 電 話 番 号 092-985-2299

(職員の職種、人員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(介護支援専門員と兼務)主任介護支援専門員が担当する。

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の職務にあたるものとする。また、当事業所の介護支援専門員その他の従業者に、厚生労働省令に定められた指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する法令を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上(うち1名は管理者と兼務)

介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成、指定居宅サービス事業者と連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

介護支援専門員は、利用者44名に対し1名を標準とし、その端数を増すごとに1名増員する。

(3) 事務職員 1名以上(必要に応じて配置する。)

事務員は、介護支援専門員の補助的業務及び、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び8月13日から8月15日までと、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況等その課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供し、居宅サービス計画及び指定居宅サービス事業者等に関し利用者の同意を得たうえで、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び指定居宅サービス事業者等の担当者に交付する。

適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。

- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という。）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行う。居宅サービス計画の変更および指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、モニタリングの結果を記録する。
- (3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等（個人情報保護が図られる場所を活用）で開催し、指定居宅サービス事業者等の担当者から意見を求めるものとする。
- (4) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- (5) 居宅サービス計画の作成にあたって指定居宅サービス事業者等について、利用者（又はその家族や代理人）は複数の指定居宅サービス事業者の紹介やその指定居宅サービス事業者を選択した理由を求める事が可能であること、前6月間に事業所において作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明することとする。また、指定居宅サービス事業者等の選択にあたっては利用者の希望により選択することが可能であることを説明することとする。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた場合 1回の訪問につき 500円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に、説明を行い、支払の同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福岡市東区・博多区、糟屋郡粕屋町、久山町、志免町、須恵町、篠栗町、宇美町、新宮町とする。

なお、福岡市東区は三苫及び塩浜以西を除く。

(緊急時又は事故発生時の対応方法)

第9条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生した時は、速やかに定められた医療機関に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市区町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該利用者の家族等に連絡しなければならない。

- 2 事業所は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(指定居宅サービス事業者等との連携)

第11条 事業所は、事業の実施に際し指定居宅サービス事業者等（必要と判断される場合は、主治医、保険・医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、必要な情報を提供することとする。

(利益供与・享受の禁止)

第12条 事業所及びその従業者は、指定居宅サービス事業者等またはその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所及びその従業者は、利用者及びその家族等から、金品その他の財産上の利益を享受してはならない。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第13条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。

3 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

4 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(相談・苦情対応)

第14条 利用者やその家族からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に相談・苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、具体的な対応を行う。また、苦情内容、その対応を記録保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

事業所相談窓口

電話番号： 092-985-2299

相談担当者： 猿 渡 祐 子

公的機関の相談窓口

東区役所 福祉・介護保険課	092-645-1071
博多区役所 福祉介護保険課	092-419-1078
粕屋町役場介護福祉課	092-938-0229
久山町役場福祉課	092-976-1111
志免町役場福祉課	092-935-1039
須恵町役場福祉課	092-932-1151
宇美町役場福祉課	092-934-2243
篠栗町役場福祉課	092-947-1111
新宮町役場健康福祉課	092-710-8286
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険課介護サービス相談窓口	092-642-7859

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 居宅介護支援等の資質向上のため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内
 - (2) 継続研修 月1回
- 2 第6条第1項・第2項の記録については、利用者からの申し出があった場合にはそれらを当該利用者に交付する。
- 3 第6条第1項のサービス提供記録、第8条第2項に規定する事故発生時の記録、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから原則5年間保存する。
- 4 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・紹介等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。
- 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社耀・悠祐と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年1月9日から施行する。

第3条 2所在地を 福岡県福岡市東区若宮二丁目29番25号から福岡県福岡市東区若宮四丁目6番14号に変更する。

この規定は、令和1年8月16日から施行する。

第4条 1（介護支援専門員と兼務）と追加 2（管理者と兼務1名）と追加

この規定は、令和3年9月1日から施行する。

第2条 4「事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。」を追加 5「事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。」を追加

第3条 1（3）電話番号を追加

第4条 1「主任介護支援専門員が担当する。」を追加 2（管理者と兼務1名）を（うち1名は管理者と兼務）に変更 3「1名以上」を追加

第6条（指定居宅介護支援の提供方法、内容）1（5）「居宅サービス計画の作成にあたって指定居宅サービス事業者等について、利用者（又はその家族や代理人）は複数の指定居宅サービス事業者の紹介やその指定居宅サービス事業者を選択した理由を求める事が可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明することとする。また、指定居宅サービス事業者等の選択にあたっては利用者の希望により選択することが可能であることを説明することとする。」を追加

第7条（利用料等）を追加

第10条（衛生管理等）を追加

第11条（指定居宅サービス事業者等との連携）を追加

第12条（利益供与・享受の禁止）を追加

第13条（秘密保持及び個人情報の保護）3「事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。」を追加

第15条（虐待防止に関する事項）を追加

第16条（業務継続計画の策定等）を追加

第17条 5「事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより

従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。」を追加

項目追加・変更による条数、項数の変更。

この規定は 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 条 (5) 「前 6 月間に事業所において」を追加

第 18 条 (身体拘束) を追加

この規定は、令和 6 年 7 月 10 日から施行する。

第 4 条 (2) 利用者 35 名を利用者 44 名へ改定 (令和 6 年度介護報酬改定による)

第 17 条 (その他運営に関する留意事項) 条数を第 18 条へ変更

第 18 条 (身体拘束) 条数を 17 条へ変更

以下余白